

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業を廃止した場合の届出書の取扱い)</p> <p>1—4—15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第19条第1項第3号から第4号の2まで《課税期間の特例》、第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》、第42条第8項《任意の中間申告》又は第45条の2第1項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定の適用を受けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》、第19条第3項《課税期間の特例の選択不適用》、第37条第5項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》、第42条第9項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》又は第45条の2第2項《法人の確定申告書の提出期限の特例の不適用》のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、他の規定による事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(2) 法第57条第1項第3号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、法第9条第5項、第19条第3項、第37条第5項、第42条第9項又は第45条の2第2項に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(更生会社等の課税期間)</p> <p>3—2—4 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下3—2—4において「更生特例法」という。)の適用を受けている法人(以下3—2—4において「更生会社等」という。)で更生手続開始の決定があったものの事業年度は、会社更生法第232条第2項《事業年度の特</p>	<p>(事業を廃止した場合の届出書の取扱い)</p> <p>1—4—15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第19条第1項第3号から第4号の2まで《課税期間の特例》、第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》、第42条第8項《任意の中間申告》又は第45条の2第1項若しくは第2項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定の適用を受けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》、第19条第3項《課税期間の特例の選択不適用》、第37条第5項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》、第42条第9項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》又は第45条の2第3項《法人の確定申告書の提出期限の特例の不適用》のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、他の規定による事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(2) 法第57条第1項第3号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、法第9条第5項、第19条第3項、第37条第5項、第42条第9項又は第45条の2第3項に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(更生会社等の課税期間)</p> <p>3—2—4 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下3—2—4において「更生特例法」という。)の適用を受けている法人(以下3—2—4において「更生会社等」という。)で更生手続開始の決定があったものの事業年度は、会社更生法第232条第2項《事業年度の特</p>

改 正 後	改 正 前
<p>例》又は更生特例法第 148 条の 2 第 2 項若しくは第 321 条の 2 第 2 項《事業年度の特例》の規定により、<u>その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、更生計画認可の時（その時までに更生手続が終了したときは、その終了の日。以下 3—2—4 において同じ。）に終了するのであるから、法第 19 条《課税期間》に規定する課税期間の末日は、当該更生計画認可の時となることに留意する。</u></p> <p>なお、更生手続が終了したときの、その終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p> <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6—2—1 法別表第一第 2 号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 金融商品取引法第 2 条第 1 項《定義》に規定する有価証券イ～ナ (省略)</p> <p>ラ <u>学校法人等(私立学校法第 3 条に規定する学校法人又は同法第 64 条第 4 項に規定する法人をいう。以下同じ。)が行う割当てにより発生する当該学校法人等を債務者とする金銭債権(ナに規定する債権であるものに限る。)</u>を表示する証券又は証書であつて、当該学校法人等の名称その他の内閣府令で定める事項を表示するもの</p> <p>(2) (1)に類するもの</p> <p>イ (1)イからヨまで及びレ(タに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)に掲げる有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないもの(資金決済に関する法律(以下 6—4—4 において「<u>資金決済法</u>」という。)第 2 条第 5 項《定義》に規定する電子決済手段(以下 6—2—1 及び 6—4—4 において「<u>電子決済手段</u>」という。)を除</p>	<p>例》又は更生特例法第 148 条の 2 第 2 項若しくは第 321 条の 2 第 2 項《事業年度の特例》の規定により、更生計画認可の時（その時までに更生手続が終了したときは、その終了の日。以下 3—2—4 において同じ。）に終了するのであるから、法第 19 条《課税期間》に規定する課税期間の末日は、当該更生計画認可の時となることに留意する。</p> <p>なお、更生手続が終了したときの、その終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(注) 1・2 (同左)</p> <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6—2—1 法別表第一第 2 号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。</p> <p>(1) 金融商品取引法第 2 条第 1 項《定義》に規定する有価証券イ～ナ (同左)</p> <p>(2) (1)に類するもの</p> <p>イ (1)イからヨまで及びレ(タに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)に掲げる有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないもの</p>

改 正 後	改 正 前
<p>く。)</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p>ニ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権 <u>(電子決済手段に該当するものを除く。)</u></p> <p>(注) 1・2 (省略)</p> <p>(物品切手等に該当するかどうかの判定)</p> <p>6—4—4 法別表第一第4号ハ《物品切手等の譲渡》に規定する「物品切手等」とは、次のいずれにも該当する証書及び<u>資金決済法第3条第1項《定義》</u>に規定する前払式支払手段に該当する同項各号に規定する番号、記号その他の符号 <u>(電子決済手段に該当するものを除く。)</u> (以下6—4—4において「証書等」という。)をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等)</p> <p>6—7—7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として<u>内閣総理大臣</u>が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、次に掲げるものをいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。</p> <p>(1) 児童福祉法第59条の2第1項《認可外保育施設の届出》の規定による届出を行っている施設が、平成17年厚生労働省告示第128号「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき<u>内閣総理大臣</u>が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」に定める要件を満たし、都道府県知事等から当該要件を満たしている旨の証明書の交付を受けている場合に、当該施設において乳児又は幼児を保育する</p>	<p>ロ・ハ (同左)</p> <p>ニ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権</p> <p>(注) 1・2 (同左)</p> <p>(物品切手等に該当するかどうかの判定)</p> <p>6—4—4 法別表第一第4号ハ《物品切手等の譲渡》に規定する「物品切手等」とは、次のいずれにも該当する証書及び<u>資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第3条第1項《定義》</u>に規定する前払式支払手段に該当する同項各号に規定する番号、記号その他の符号 (以下6—4—4において「証書等」という。)をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等)</p> <p>6—7—7の2 令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する「児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として<u>厚生労働大臣</u>が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、次に掲げるものをいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。</p> <p>(1) 児童福祉法第59条の2第1項《認可外保育施設の届出》の規定による届出を行っている施設が、平成17年厚生労働省告示第128号「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき<u>厚生労働大臣</u>が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」に定める要件を満たし、都道府県知事等から当該要件を満たしている旨の証明書の交付を受けている場合に、当該施設において乳児又は幼児を保育する</p>

改 正 後	改 正 前
<p>業務として行われる資産の譲渡等 (注) 1・2 (省略) (2) (省略)</p> <p>(身体障害者用物品の範囲)</p> <p>6—10—1 法別表第一第 10 号《身体障害者用物品の譲渡等》に規定する身体障害者用物品（以下この節において「身体障害者用物品」という。）に該当するのは、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として、令第 14 条の 4 第 1 項《身体障害者用物品の範囲等》の規定により<u>内閣総理大臣及び厚生労働大臣</u>が財務大臣と協議して指定するものに限られる。したがって、これ以外の物品については、身体障害者が購入する場合であっても非課税とならないのであるから留意する。</p> <p>(身体障害者用物品に該当する自動車の修理の取扱い)</p> <p>6—10—4 身体障害者用物品に該当する自動車の修理で令第 14 条の 4 第 2 項《身体障害者用物品の範囲等》に規定する身体障害者用物品の修理に該当するものは、平成 3 年厚生省告示第 130 号「消費税法施行令第 14 条の 4 の規定に基づき、<u>内閣総理大臣及び厚生労働大臣</u>が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」第 2 項《身体障害者用物品の修理》の規定により同告示第 1 項《身体障害者用物品》第 37 号に定める補助手段に係る修理及び第 38 号に定める車椅子等昇降装置及び必要な手段に係る修理に限られる。</p> <p>したがって、補助手段等の修理と他の部分の修理とを併せて行った場合には、補助手段等の修理のみが身体障害者用物品の修理に該当することに留意する。</p> <p>(輸出物品販売場における輸出免税の特例の適用範囲)</p> <p>8—1—1 法第 8 条第 1 項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》</p>	<p>業務として行われる資産の譲渡等 (注) 1・2 (同左) (2) (同左)</p> <p>(身体障害者用物品の範囲)</p> <p>6—10—1 法別表第一第 10 号《身体障害者用物品の譲渡等》に規定する身体障害者用物品（以下この節において「身体障害者用物品」という。）に該当するのは、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として、令第 14 条の 4 第 1 項《身体障害者用物品の範囲等》の規定により厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限られる。したがって、これ以外の物品については、身体障害者が購入する場合であっても非課税とならないのであるから留意する。</p> <p>(身体障害者用物品に該当する自動車の修理の取扱い)</p> <p>6—10—4 身体障害者用物品に該当する自動車の修理で令第 14 条の 4 第 2 項《身体障害者用物品の範囲等》に規定する身体障害者用物品の修理に該当するものは、平成 3 年厚生省告示第 130 号「消費税法施行令第 14 条の 4 の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」第 2 項《身体障害者用物品の修理》の規定により同告示第 1 項《身体障害者用物品》第 37 号に定める補助手段に係る修理及び第 38 号に定める車椅子等昇降装置及び必要な手段に係る修理に限られる。</p> <p>したがって、補助手段等の修理と他の部分の修理とを併せて行った場合には、補助手段等の修理のみが身体障害者用物品の修理に該当することに留意する。</p> <p>(輸出物品販売場における輸出免税の特例の適用範囲)</p> <p>8—1—1 法第 8 条第 1 項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の規定は、輸出物品販売場（同項に規定する輸出物品販売場をいう。以下この章において同じ。）を経営する事業者が、同項に規定する<u>免税購入対象者</u>に対し、免税対象物品（令第18条第2項《輸出物品販売場で免税販売できる物品の範囲》に規定する免税対象物品をいう。以下8—3—2までにおいて同じ。）で、輸出するため同条第3項《購入手続》に規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合に適用されるのであるから、一般物品（同項第1号に規定する一般物品をいう。以下8—1—10までにおいて同じ。）の譲渡については、<u>免税購入対象者</u>が、国内において生活の用に供した後に、輸出するため購入する場合であっても法第8条第1項の規定により消費税が免除されることに留意する。</p> <p>（注） <u>免税購入対象者</u>が、国内において生活の用に供するために購入する消耗品等（令第18条第2項第2号に規定する消耗品（以下8—1—1及び8—1—3において「消耗品」という。）並びに同条第4項《消耗品として免税販売を行う資産》の規定により消耗品として同条第2項、第3項、第13項及び第14項並びに第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定が適用される資産をいう。以下8—1—12までにおいて同じ。）の譲渡については、法第8条第1項の規定の適用はない。</p> <p>（「対価の額の合計額」の意義）</p> <p>8—1—2 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》及び令第18条第2項第2号《免税対象物品の範囲》に規定する「対価の額の合計額」は、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の<u>免税購入対象者</u>に対して複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合は、一般物品又は消耗品等の区分に応じたそれぞれの「対価の額の合計額」をいうことに留意する。</p> <p>なお、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の<u>免税購入</u></p>	<p>の規定は、輸出物品販売場（同項に規定する輸出物品販売場をいう。以下この章において同じ。）を経営する事業者が、同項に規定する<u>非居住者</u>に対し、免税対象物品（令第18条第1項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する免税対象物品をいう。以下8—3—2において同じ。）で、輸出するため同条第2項《購入手続》に規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合に適用されるのであるから、一般物品（同項第1号に規定する一般物品をいう。以下8—1—10までにおいて同じ。）の譲渡については、<u>非居住者</u>が、国内において生活の用に供した後に、輸出するため購入する場合であっても法第8条第1項の規定により消費税が免除されることに留意する。</p> <p>（注） <u>非居住者</u>が、国内において生活の用に供するために購入する消耗品等（令第18条第1項第2号に規定する消耗品並びに同条第3項《消耗品として免税販売を行う資産》の規定により消耗品として同条第1項、第2項、第12項、第13項及び第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定が適用される資産をいう。以下8—1—10までにおいて同じ。）の譲渡については、法第8条第1項の規定の適用はない。</p> <p>（「対価の額の合計額」の意義）</p> <p>8—1—2 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》及び令第18条第1項第2号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する「対価の額の合計額」は、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の<u>非居住者</u>に対して複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合は、一般物品又は消耗品等の区分に応じたそれぞれの「対価の額の合計額」をいうことに留意する。</p> <p>なお、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の<u>非居住者</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>対象者</u>に対して時間又は売場を異にして、複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合も同様である。</p> <p>(一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合)</p> <p>8—1—3 令第18条第4項第1号《消耗品として免税販売手続を行う資産》に規定する「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、一般物品と消耗品を組み合わせ一の商品としている場合をいう。</p> <p>なお、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」に該当せず、一の一般物品に該当することに留意する。</p> <p>(免税購入した消耗品等を国内において生活の用に供した場合)</p> <p>8—1—5 輸出品販売場において、令第18条第3項《購入手続》に規定する方法により消耗品等を購入した<u>免税購入対象者</u>が、当該消耗品等を国内において消費等生活の用に供した場合には、法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当することに留意する。</p> <p>(輸出しないときの範囲)</p> <p>8—1—5の2 輸出品販売場において<u>免税対象物品</u>を令第18条第3項各号《購入手続》に掲げる方法(同項第3号及び第6号に掲げる方法を除く。)により購入した<u>免税購入対象者</u>が、本邦から出国する際に当該物品を所持していなかった場合には、原則として、法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当することに留意する。</p> <p>ただし、<u>免税購入対象者</u>が本邦から出国する際に、その出港地を所轄</p>	<p>に対して時間又は売場を異にして、複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合も同様である。</p> <p>(一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合)</p> <p>8—1—3 令第18条第3項第1号《消耗品として免税販売手続を行う資産》に規定する「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、一般物品と消耗品(<u>同条第1項第2号《輸出品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する消耗品をいう。以下8—1—12までにおいて同じ。)</u>を組み合わせ一の商品としている場合をいう。</p> <p>なお、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」に該当せず、一の一般物品に該当することに留意する。</p> <p>(免税購入した消耗品等を国内において生活の用に供した場合)</p> <p>8—1—5 輸出品販売場において、令第18条第2項《購入手続》に規定する方法により消耗品等を購入した<u>非居住者</u>が、当該消耗品等を国内において消費等生活の用に供した場合には、法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当することに留意する。</p> <p>(輸出しないときの範囲)</p> <p>8—1—5の2 輸出品販売場において<u>法第8条第1項《輸出品販売場における輸出免税の特例》に規定する物品</u>を令第18条第2項各号《購入手続》に掲げる方法(同項第3号及び第6号に掲げる方法を除く。)により購入した<u>非居住者</u>が、本邦から出国する際に当該物品を所持していなかった場合には、原則として、法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当することに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>する税関長に対し次の書類のいずれかを提示した場合で、当該物品を輸出したことが当該書類により明らかなきときは、同項に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当しないものと取り扱って差し支えない。</p> <p>なお、<u>免税購入対象者が免税購入対象者でなくなる</u>場合において、その<u>なくなる</u>時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対して当該書類を提示し、その<u>なくなる時</u>までに当該物品を輸出したことが当該書類により明らかなきも同様とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 万国郵便条約第1条《定義》に規定する小包郵便物又はEMS郵便物（以下8—1—5の2において「小包郵便物等」という。）として当該物品を輸出する場合（<u>当該輸出の時における輸出される資産の価額が20万円以下であるとして関税法第76条第1項《郵便物の輸出入の簡易手続》の規定の適用があるものを輸出する場合に限る。</u>）に日本郵便株式会社から交付を受けた当該小包郵便物等の引受けを証する書類及び当該小包郵便物等に貼り付け又は添付した次に掲げる事項が記載された書類の写し</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>(3) 万国郵便条約第1条《定義》に規定する通常郵便物として当該物品を輸出する場合（<u>当該輸出の時における輸出される資産の価額が20万円以下であるとして関税法第76条第1項の規定の適用があるものを輸出する場合に限る。</u>）に日本郵便株式会社から交付を受けた当該通常郵便物の引受けを証する書類で(2)ロに掲げる事項に係る追記をしたもの</p> <p>(4) (省略)</p> <p>（輸出免税物品につき国内で譲渡等があった場合の消費税の即時徴収）</p> <p>8—1—6 法第8条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費</p>	<p>ただし、<u>非居住者</u>が本邦から出国する際に、その出港地を所轄する税関長に対し次の書類のいずれかを提示した場合で、当該物品を輸出したことが当該書類により明らかなきときは、同項に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当しないものと取り扱って差し支えない。</p> <p>なお、<u>非居住者が居住者となる</u>場合において、その<u>居住者となる</u>時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対して当該書類を提示し、その<u>居住者となる日</u>までに当該物品を輸出したことが当該書類により明らかなきも同様とする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 万国郵便条約第1条《定義》に規定する小包郵便物又はEMS郵便物（以下8—1—5の2において「小包郵便物等」という。）として当該物品を輸出する場合に日本郵便株式会社から交付を受けた当該小包郵便物等の引受けを証する書類及び当該小包郵便物等に貼り付け又は添付した次に掲げる事項が記載された書類の写し</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>(3) 万国郵便条約第1条《定義》に規定する通常郵便物として当該物品を輸出する場合に日本郵便株式会社から交付を受けた当該通常郵便物の引受けを証する書類で(2)ロに掲げる事項に係る追記をしたもの</p> <p>(4) (同左)</p> <p>（輸出免税物品につき国内で譲渡等があった場合の消費税の即時徴収）</p> <p>8—1—6 法第8条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費</p>

改 正 後	改 正 前
<p>税の即時徴収》の規定は、<u>免税対象物品</u>で<u>免税購入対象者</u>が輸出物品販売場において<u>同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》</u>に規定する方法により購入したもの（以下8—1—7までにおいて「輸出免税物品」という。）を、当該<u>免税購入対象者</u>が国内において譲り渡した場合（譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。）、当該輸出免税物品を当該<u>免税購入対象者</u>から譲り受けた場合及び当該輸出免税物品を当該<u>免税購入対象者</u>から引渡しを受けて所持した場合（譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のための当該輸出免税物品の引渡しを受けて所持した場合をいう。）に適用される。この場合において、当該輸出免税物品を譲渡した者（輸出免税物品を所持させた者を含む。）が判明せず、かつ、当該輸出免税物品を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、<u>税務署長は</u>、当該所持した者から同条第5項の規定により消費税を徴収するのであるから留意する。</p> <p>（即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日）</p> <p>8—1—7 法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》及び同条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定により直ちにその消費税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第8条第3項の規定によるもの（(2)に掲げるものを除く。） 同項に規定する<u>免税購入対象者</u>が本邦から出国する日（その者が<u>免税購入対象者</u>でなくなる場合には当該<u>免税購入対象者</u>でなくなる日）</p> <p>(2) 令第18条第17項《国際第二種貨物利用運送事業者が輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》の規定により読み替えて適用する法第8条第3項の規定によるもの 令第18条第3項第3号《購入手続》に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が同号の規定</p>	<p>税の即時徴収》の規定は、<u>同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》</u>に規定する物品で<u>非居住者</u>が輸出物品販売場において<u>同項</u>に規定する方法により購入したもの（以下8—1—7までにおいて「輸出免税物品」という。）を、当該<u>非居住者</u>が国内において譲り渡した場合（譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。）、当該輸出免税物品を当該<u>非居住者</u>から譲り受けた場合及び当該輸出免税物品を当該<u>非居住者</u>から引渡しを受けて所持した場合（譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のための当該輸出免税物品の引渡しを受けて所持した場合をいう。）に適用される。この場合において、当該輸出免税物品を譲渡した者（輸出免税物品を所持させた者を含む。）が判明せず、かつ、当該輸出免税物品を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、当該所持した者から同条第5項の規定により消費税を徴収するのであるから留意する。</p> <p>（即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日）</p> <p>8—1—7 法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》及び同条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》の規定により直ちにその消費税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第8条第3項の規定によるもの（(2)に掲げるものを除く。） 同項に規定する<u>非居住者</u>が本邦から出国する日（その者が<u>居住者</u>となる場合には当該<u>居住者</u>となる日）</p> <p>(2) 令第18条第16項《国際第二種貨物利用運送事業者が輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》の規定により読み替えて適用する法第8条第3項の規定によるもの 令第18条第2項第3号《購入手続》に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が同号の規定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に基づき<u>免税購入対象者</u>から引渡しを受けた輸出免税物品を輸出しないこととなった日(当該輸出しないこととなった日が明らかでないときは、当該輸出免税物品の輸出に係る運送契約を締結した日)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(一般物品と消耗品等を譲渡する場合の購入者誓約書の作成方法)</p> <p>8—1—10 同一の基地内輸出物品販売場(令第18条第3項第4号《<u>購入手続</u>》に規定する基地内輸出物品販売場をいう。以下8—2—1までにおいて同じ。)において、同一の日に、同一の合衆国軍隊の構成員等(同条第1項第2号《<u>免税購入対象者の範囲</u>》に規定する合衆国軍隊の構成員等をいう。)に対して一般物品と消耗品等を譲渡する場合に作成することとなる購入者誓約書(同条第3項第4号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類及び同項第5号《<u>購入手続</u>》に規定する購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。)は、一の書類として作成することができる。</p> <p>この場合において、その記載事項のうち、例えば、購入者の氏名、所属、機関など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」及び「消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</p> <p>(手続委託型輸出物品販売場における免税販売手続)</p> <p>8—1—11 手続委託型輸出物品販売場(令第18条の2第2項第2号《<u>手続委託型輸出物品販売場の許可要件</u>》に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下8—3—5までにおいて同じ。)における免税販売手続(令第18条第7項《<u>購入記録情報の提供</u>》に規定する免税販売手続をいう。以下8—3—5までにおいて同じ。)は、免税販売手続(購入</p>	<p>に基づき<u>非居住者</u>から引渡しを受けた輸出免税物品を輸出しないこととなった日(当該輸出しないこととなった日が明らかでないときは、当該輸出免税物品の輸出に係る運送契約を締結した日)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(一般物品と消耗品等を譲渡する場合の購入者誓約書の作成方法)</p> <p>8—1—10 同一の基地内輸出物品販売場(令第18条第2項第4号《<u>購入手続</u>》に規定する基地内輸出物品販売場をいう。以下8—2—1までにおいて同じ。)において、同一の日に、同一の合衆国軍隊の構成員等(同号に規定する合衆国軍隊の構成員等をいう。)に対して一般物品と消耗品等を譲渡する場合に作成することとなる購入者誓約書(同号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類及び同項第5号《<u>購入手続</u>》に規定する購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。)は、一の書類として作成することができる。</p> <p>この場合において、その記載事項のうち、例えば、購入者の氏名、所属、機関など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」及び「消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</p> <p>(手続委託型輸出物品販売場における免税販売手続)</p> <p>8—1—11 手続委託型輸出物品販売場(令第18条の2第2項第2号《<u>手続委託型輸出物品販売場の許可要件</u>》に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下8—3—5までにおいて同じ。)における免税販売手続(令第18条第6項《<u>購入記録情報の提供</u>》に規定する免税販売手続をいう。以下8—3—5までにおいて同じ。)は、免税販売手続(購入</p>

改 正 後	改 正 前
<p>記録情報（同項に規定する購入記録情報をいう。以下8—3—5までにおいて同じ。）の提供に係るものを除く。）の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者（令第18条の2第7項《承認免税手続事業者の定義》に規定する承認免税手続事業者をいう。以下8—3—5までにおいて同じ。）が当該手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者に代わって行うこととなるから、<u>令第18条第3項第1号から第3号《購入手続》までの規定による提示及び提供並びに提出は</u>、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p> <p>なお、<u>同条第11項《免税購入対象者に対する説明義務》の規定により免税購入対象者</u>に対して行うこととされている説明は、承認免税手続事業者が行うことに留意する。</p> <p>（承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおける合算の取扱い）</p> <p>8—1—12 令第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定は、<u>令第18条第14項《輸出物品販売場における輸出免税の最低限度額》に定める金額以上となるかどうかの判定にのみ適用されるものであることに留意する。</u></p> <p>（注）<u>消耗品等の譲渡に係る対価の額の合計額が50万円を超えるかどうかの判定は</u>、販売場ごとに行うこととなることに留意する。</p>	<p>記録情報（同項に規定する購入記録情報をいう。以下8—3—5までにおいて同じ。）の提供に係るものを除く。）の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者（令第18条の2第7項《承認免税手続事業者の定義》に規定する承認免税手続事業者をいう。以下8—3—5までにおいて同じ。）が当該販売場を経営する事業者に代わって行うこととなるから、<u>令第18条第2項第1号若しくは第2号《購入手続》の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等（同項第1号イに規定する旅券等をいう。以下8—1—11において同じ。）の提示及び当該旅券等に記載された情報の提供（当該輸出物品販売場が基地内輸出物品販売場に該当する場合を除く。）又は同項第3号《購入手続》の規定により非居住者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行うこととされている旅券等の提示、当該旅券等に記載された情報の提供（当該輸出物品販売場が基地内輸出物品販売場に該当する場合を除く。）及び運送契約書の写し（同項第3号ロに規定する書類をいう。）の提出は</u>、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p> <p>なお、<u>同条第10項《非居住者に対する説明義務》の規定により非居住者</u>に対して行うこととされている説明は、承認免税手続事業者が行うことに留意する。</p> <p>（承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおける合算の取扱い）</p> <p>8—1—12 令第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定は、<u>令第18条第13項《輸出物品販売場における輸出免税の最低限度額》に定める金額以上となるかどうかの判定にのみ適用されるものであることに留意する。</u></p> <p>（注）<u>消耗品の譲渡に係る対価の額の合計額が50万円を超えるかどうかの判定は</u>、販売場ごとに行うこととなることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(輸出物品販売場の許可)</p> <p>8—2—1 法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、一般型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第1号《一般型輸出物品販売場の許可要件》に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下8—2—1及び8—2—5において同じ。）、手続委託型輸出物品販売場又は自動販売機型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第3号《自動販売機型輸出物品販売場の許可要件》に規定する自動販売機型輸出物品販売場をいう。以下8—2—1及び8—2—5において同じ。）の区分に応じ、原則として、それぞれに定める要件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、基地内輸出物品販売場の許可は、(1)ロ又は(2)ロに掲げる要件を満たす必要はない。</p> <p>なお、基地内輸出物品販売場の許可の区分に、自動販売機型輸出物品販売場は含まれないことに留意する。</p> <p>(1) 一般型輸出物品販売場</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 現に<u>免税購入対象者</u>が利用する場所又は<u>免税購入対象者</u>の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2) 手続委託型輸出物品販売場</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 現に<u>免税購入対象者</u>が利用する場所又は<u>免税購入対象者</u>の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(3) 自動販売機型輸出物品販売場</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 現に<u>免税購入対象者</u>が利用する場所又は<u>免税購入対象者</u>の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。</p>	<p>(輸出物品販売場の許可)</p> <p>8—2—1 法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、一般型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第1号《一般型輸出物品販売場の許可要件》に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下8—2—1及び8—2—5において同じ。）、手続委託型輸出物品販売場又は自動販売機型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第3号《自動販売機型輸出物品販売場の許可要件》に規定する自動販売機型輸出物品販売場をいう。以下8—2—1及び8—2—5において同じ。）の区分に応じ、原則として、それぞれに定める要件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、基地内輸出物品販売場の許可は、(1)ロ又は(2)ロに掲げる要件を満たす必要はない。</p> <p>なお、基地内輸出物品販売場の許可の区分に、自動販売機型輸出物品販売場は含まれないことに留意する。</p> <p>(1) 一般型輸出物品販売場</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 現に<u>非居住者</u>が利用する場所又は<u>非居住者</u>の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(2) 手続委託型輸出物品販売場</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 現に<u>非居住者</u>が利用する場所又は<u>非居住者</u>の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(3) 自動販売機型輸出物品販売場</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 現に<u>非居住者</u>が利用する場所又は<u>非居住者</u>の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ハ (省略)</p> <p>(承認送信事業者の承認)</p> <p>8—2—4 承認送信事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約に係る市中輸出物品販売場（令第18条第3項第1号《購入手続》に規定する市中輸出物品販売場をいう。以下8—3—5までにおいて同じ。）を経営する事業者（手続委託型輸出物品販売場にあつては、当該手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者又は当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者）との間において必要な情報を共有するための措置が講じられ、購入記録情報を規則第6条の2第4項《購入記録情報の提供方法》に規定する方法により適切に国税庁長官に提供できること。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合)</p> <p>8—2—6 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「輸出物品販売場として施設その他の状況が特に不相当と認められる場合」とは、<u>免税購入対象者</u>に対する販売場としての施設等が十分なものでなくなった場合、経営者の資力及び信用が薄弱となった場合等、輸出物品販売場として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</p>	<p>ハ (同左)</p> <p>(承認送信事業者の承認)</p> <p>8—2—4 承認送信事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約に係る市中輸出物品販売場（令第18条第2項《購入手続》に規定する輸出物品販売場をいう。以下8—3—5までにおいて同じ。）を経営する事業者（手続委託型輸出物品販売場にあつては、当該手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者又は当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者）との間において必要な情報を共有するための措置が講じられ、購入記録情報を規則第6条の2第4項《購入記録情報の提供方法》に規定する方法により適切に国税庁長官に提供できること。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合)</p> <p>8—2—6 法第8条第7項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「輸出物品販売場として施設その他の状況が特に不相当と認められる場合」とは、<u>非居住者</u>に対する販売場としての施設等が十分なものでなくなった場合、経営者の資力及び信用が薄弱となった場合等、輸出物品販売場として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(輸出物品販売場の許可を受けていない販売場に係る購入記録情報の提供方法等の届出書の提出)</p> <p>8—3—1 令第18条第7項《購入記録情報の提供》の規定により、購入記録情報を国税庁長官へ提供する場合に市中輸出物品販売場を営業者が、あらかじめ提出すべき規則第6条の2第1項《購入記録情報の提供に係る届出》に規定する届出書は、事業者が新たに輸出物品販売場の許可を受けようとする場合においては、令第18条の2第1項《輸出物品販売場の許可》の規定による申請書の提出に併せて提出できるものとする。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(購入記録情報の国税庁長官への提供の時期)</p> <p>8—3—2 購入記録情報の国税庁長官への提供は、令第18条第7項《購入記録情報の提供》の規定により、免税販売手続の際、遅滞なく行わなければならないため、原則として、免税対象物品の譲渡に係る免税販売手続の都度、購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならないことに留意する。</p> <p>(手続委託型輸出物品販売場に係る国税庁長官への購入記録情報の提供)</p> <p>8—3—3 手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報の国税庁長官への提供は、免税販売手続を行う承認免税手続事業者以外の当該手続委託型輸出物品販売場を営業者又は当該事業者若しくは当該承認免税手続事業者から委託を受けた承認送信事業者も行うことが可能であることに留意する。</p> <p>(注) 1 手続委託型輸出物品販売場を営業者は、令第18条第7項《購入記録情報の提供》の規定に基づいて、あらかじめその納税地を所轄する税務署長に購入記録情報の提供方法を届け出る必要がある。</p>	<p>(輸出物品販売場の許可を受けていない販売場に係る購入記録情報の提供方法等の届出書の提出)</p> <p>8—3—1 令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定により、購入記録情報を国税庁長官へ提供する場合に市中輸出物品販売場を営業者が、あらかじめ提出すべき規則第6条の2第1項《購入記録情報の提供に係る届出》に規定する届出書は、事業者が新たに輸出物品販売場の許可を受けようとする場合においては、令第18条の2第1項《輸出物品販売場の許可》の規定による申請書の提出に併せて提出できるものとする。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(購入記録情報の国税庁長官への提供の時期)</p> <p>8—3—2 購入記録情報の国税庁長官への提供は、令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定により、免税販売手続の際、遅滞なく行わなければならないため、原則として、免税対象物品の譲渡に係る免税販売手続の都度、購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならないことに留意する。</p> <p>(手続委託型輸出物品販売場に係る国税庁長官への購入記録情報の提供)</p> <p>8—3—3 手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報の国税庁長官への提供は、免税販売手続を行う承認免税手続事業者以外の当該手続委託型輸出物品販売場を営業者又は当該事業者若しくは当該承認免税手続事業者から委託を受けた承認送信事業者も行うことが可能であることに留意する。</p> <p>(注) 1 手続委託型輸出物品販売場を営業者は、令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定に基づいて、あらかじめその納税地を所轄する税務署長に購入記録情報の提供方法を届け出る必要がある。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2・3 (省略)</p> <p>(購入記録情報の提供時における災害その他やむを得ない事情の範囲)</p> <p>8—3—5 令第18条第9項《災害等の場合の購入記録情報の提供方法》(令第18条の4第3項《承認送信事業者が購入記録情報を提供する場合の準用》の規定において準用する場合を含む。)に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は市中輸出物品販売場を経営する事業者若しくは承認送信事業者が令第18条第7項《購入記録情報の提供》の規定により行う購入記録情報の国税庁長官への提供を、免税販売手続の際に遅滞なく行うことができなかつたことにつき、これらの事業者(手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者の場合は、承認免税手続事業者を含む。)の責めに帰することができない状況にある事態をいう。</p> <p>(注) 令第18条第7項に規定する電子情報処理組織で国税庁が運用するものの使用不能についても、「災害その他やむを得ない事情」に含まれる。</p> <p>第5節 小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期の特例</p> <p>(小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等の特例の適用関係)</p> <p>9—5—1 法第18条《小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等の特例》の規定は、その事業者が所法第67条第1項又は第2項《小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期》の規定の適用を受ける場合に限って適用することができるのであるが、これらの規定の適用を受ける場合であっても、当該事業者が全ての資産の譲渡等につきその譲渡等の時期をその実際の引渡しのあつた日によることとするとは差し支えない</p>	<p>2・3 (同左)</p> <p>(購入記録情報の提供時における災害その他やむを得ない事情の範囲)</p> <p>8—3—5 令第18条第8項《災害等の場合の購入記録情報の提供方法》(令第18条の4第3項《承認送信事業者が購入記録情報を提供する場合の準用》の規定において準用する場合を含む。)に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は市中輸出物品販売場を経営する事業者若しくは承認送信事業者が令第18条第6項《購入記録情報の提供》の規定により行う購入記録情報の国税庁長官への提供を、免税販売手続の際に遅滞なく行うことができなかつたことにつき、これらの事業者(手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者の場合は、承認免税手続事業者を含む。)の責めに帰することができない状況にある事態をいう。</p> <p>(注) 令第18条第6項に規定する電子情報処理組織で国税庁が運用するものの使用不能についても、「災害その他やむを得ない事情」に含まれる。</p> <p>第5節 小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期の特例</p> <p>(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例の適用関係)</p> <p>9—5—1 法第18条《小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例》の規定は、その事業者が所法第67条《小規模事業者の収入及び費用の帰属時期》の規定の適用を受ける場合に限って適用することができるのであるが、同条の規定の適用を受ける場合であっても、当該事業者が全ての資産の譲渡等につきその譲渡等の時期をその実際の引渡しのあつた日によることとするとは差し支えないのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>のであるから留意する。</p> <p>(手形又は小切手取引に係る資産の譲渡等及び課税仕入れの時期)</p> <p>9—5—2 法第 18 条第 1 項《<u>小規模事業者等</u>に係る資産の譲渡等の時期等の特例》の規定の適用を受けている<u>小規模事業者等</u>が資産の譲渡等に係る対価の額及び課税仕入れに係る支払対価の額を手形又は小切手で受け取り、又は支払った場合における当該資産の譲渡等及び課税仕入れを行った時期は、次に掲げる区分に応じ、次によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(消費税申告期限延長届出書を提出できる場合)</p> <p>15—2—8 法第 45 条の 2 第 1 項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定による消費税申告書(同項に規定する消費税申告書をいう。以下 15—2—8 において同じ。)の提出期限の延長を受けることができる法人は、<u>消費税申告書の提出期限を延長する旨を記載した届出書(以下 15—2—8 及び 15—2—9 において「延長届出書」という。)</u>を提出した法人で、法第 75 条の 2 第 1 項《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定の適用を受けた法人であって、法第 60 条第 8 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例等》の規定の適用により消費税申告書の提出期限が延長される法人以外の法人に限られるのであるが、法第 75 条の 2 第 1 項(通算法人にあつては、同条第 11 項第 1 号の規定により読み替えて適用する同条第 1 項)の提出期限の延長の処分を受けていない場合(同条第 8 項の規定(通算法人にあつては、同条第 11 項第 1 号の規定により読み替えて適用する同条第 8 項の規定)により読み替えて準用する法第 75 条第 5 項《確定申告書の提出期限の延長》の規定によりみなされていない場合を含む。)であっても、当該延長届出書は提出できることに留意する。</p>	<p>(手形又は小切手取引に係る資産の譲渡等及び課税仕入れの時期)</p> <p>9—5—2 法第 18 条第 1 項《<u>小規模事業者</u>に係る資産の譲渡等の時期等の特例》の規定の適用を受けている<u>小規模事業者</u>が資産の譲渡等に係る対価の額及び課税仕入れに係る支払対価の額を手形又は小切手で受け取り、又は支払った場合における当該資産の譲渡等及び課税仕入れを行った時期は、次に掲げる区分に応じ、次によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(消費税申告期限延長届出書を提出できる場合)</p> <p>15—2—8 法第 45 条の 2 第 1 項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定による消費税申告書(同項に規定する消費税申告書をいう。以下 15—2—8 において同じ。)の提出期限の延長を受けることができる法人は、<u>延長届出書(同項に規定する延長届出書をいう。以下 15—2—9 までにおいて同じ。)</u>を提出した法人で、法第 75 条の 2 第 1 項《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定の適用を受けた法人であつて、法第 60 条第 8 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例等》の規定の適用により消費税申告書の提出期限が延長される法人以外の法人に限られるのであるが、法第 75 条の 2 第 1 項(通算法人にあつては、同条第 11 項第 1 号の規定により読み替えて適用する同条第 1 項)の提出期限の延長の処分を受けていない場合(同条第 8 項の規定(通算法人にあつては、同条第 11 項第 1 号の規定により読み替えて適用する同条第 8 項の規定)により読み替えて準用する法第 75 条第 5 項《確定申告書の提出期限の延長》の規定によりみなされていない場合を含む。)であっても、当該延長届出書は提出できることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(合併又は分割があった場合の消費税申告期限延長届出書の効力)</p> <p>15—2—9 合併又は分割があった場合の延長届出書の効力は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) 被合併法人が提出した延長届出書の効力は、吸収合併又は新設合併により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が法第45条の2第1項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定の適用を受けようとするときは、新たに延長届出書を提出しなければならない。</p> <p>(2) 分割法人が提出した延長届出書の効力は、分割により当該分割法人の事業を承継した分割承継法人には及ばない。したがって、当該分割承継法人が同条第1項の規定の適用を受けようとするときは、新たに延長届出書を提出しなければならない。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(特別の法律により設立された法人の範囲)</p> <p>16—1—3 令第75条第1項第6号《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する「特別の法律により設立された法人」とは、総務省設置法第4条第8号《所掌事務》に規定する「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人」をいうものとする。</p>	<p>(合併又は分割があった場合の消費税申告期限延長届出書の効力)</p> <p>15—2—9 合併又は分割があった場合の延長届出書の効力は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) 被合併法人が提出した延長届出書の効力は、吸収合併又は新設合併により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が法第45条の2第1項又は第2項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定の適用を受けようとするときは、新たに延長届出書を提出しなければならない。</p> <p>(2) 分割法人が提出した延長届出書の効力は、分割により当該分割法人の事業を承継した分割承継法人には及ばない。したがって、当該分割承継法人が同条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとするときは、新たに延長届出書を提出しなければならない。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(特別の法律により設立された法人の範囲)</p> <p>16—1—3 令第75条第1項第6号《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する「特別の法律により設立された法人」とは、総務省設置法第4条第9号《所掌事務》に規定する「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人」をいうものとする。</p>